（準用規定）

第百五十九条の二　第百三十三条から第百三十五条までの規定は、法第二百二十五条第三項の許可状について準用する。この場合において、第百三十三条第一項第二号中「鑑定人」とあるのは「法第二百二十三条第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者及び請求者」と、第百三十三条の二中「鑑定人」とあるのは「請求者」と読み替えるものとする。

（書類等の送付・法第二百二十六条等）

第百六十三条　裁判官は、法第二百二十六条又は第二百二十七条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類及び電磁的記録を検察官に送付しなければならない。

（起訴状の記載要件・法第二百五十六条）

第百六十四条　起訴状には、法第二百五十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七十一条の二第一項の規定による求めをするときは、当該求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

［2　略］

（弁護人選任書の提出等・法第二百五十六条等）

第百六十五条　検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に提出された弁護人選任書を裁判所に提出しなければならない。同時に提出することができないときは、その旨を裁判所に通知し、かつ、公訴の提起後、速やかにこれを提出しなければならない。

2‖　検察官は、前項前段の規定にかかわらず、第十七条第一項に規定する弁護人と連署した書面に代えて、当該書面の画像情報を裁判所に提出することができる。この場合において、裁判所は、必要と認めるときは、検察官又は弁護人に対して、当該書面の提出を求めることができる。

3‖　［略］

4‖　［略］

（起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等）

第百六十五条の二　［略］

5‖　［2～4　略］

第二項及び前項の規定は、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（証明資料の提出・法第二百五十条）

第百六十五条の三　公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わった時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に提出しなければならない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。

（証明資料の提出・法第二百五十五条）

第百六十六条　公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に法第二百七十一条第一項若しくは第二百七十一条の二第四項の規定による送達、略式命令に係る第三十四条の規定による送達若しくは第二百九十条第二項の規定による送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に提出しなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他のものを提出してはならない。

［新設］

（書類の送付・法第二百二十六条等）

第百六十三条　裁判官は、法第二百二十六条又は第二百二十七条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

（起訴状の記載要件・法第二百五十六条）

第百六十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出するときは、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

［2　同上］

（弁護人選任書の差出し等・法第二百五十六条等）

第百六十五条　検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に差し出さなければならない。同時に差し出すことができないときは、起訴状にその旨を記載し、かつ公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。

［新設］

2‖　［同上］

3‖　［同上］

（起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等）

第百六十五条の二　［同上］

［2～4　同上］

［新設］

（証明資料の差出・法第二百五十条）

第百六十五条の三　公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わった時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。

（証明資料の差出・法第二百五十五条）

第百六十六条　公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本若しくは第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を差し出してはならない。